

平成31年度 学校いじめ防止基本方針



<学校スローガン>

チーム対応で

いじめ見逃しゼロ

指宿市立開聞中学校

目 次

1	いじめの防止等に関する学校の基本的な考え方	1
2	いじめの定義	1
3	学校におけるいじめ防止等のための組織	2
4	いじめの未然防止の取組	3
5	いじめの早期発見の取組	4
6	いじめに対する措置	5
7	重大事態への対処	10
	巻末資料 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）	

＜いじめ防止等に関する具体的な取組＞

指宿市立開聞中学校

1 いじめの防止等に関する学校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。

指宿市立開聞中学校（以下、「本校」という。）の生徒がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、生徒自身にも安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚させ、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

(2) いじめの判断

ア 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにすること。（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）

イ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

ウ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- エ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- オ 例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切に対応する。
- カ 好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対処する。

【いじめの態様（例）】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 不快を感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消える」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ くつを隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

3 学校におけるいじめ防止等のための組織

(学校におけるいじめ防止等のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 組織の名称及び構成等

- <名 称> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）
- <構成員> 校長，教頭，生徒指導主任，各学年生徒指導係，養護教諭
※ 必要に応じて、学級担任や部活動顧問，心の教育相談員，スクールカウンセ

ラー等の専門家を加える。
<開催> 毎週1回(木曜日)を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 組織の役割

- <未然防止>
 - いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- <早期発見・事案対処>
 - いじめの相談・通報窓口
 - いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報収集・記録，共有
 - いじめに係る情報があった時の緊急会議の開催（情報の迅速な共有，いじめの調査等）
 - 被害生徒に対する支援，加害生徒に対する指導体制・方針の決定，保護者との連携
- <基本方針に基づく取組>
 - 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - いじめの防止等に係る校内研修の企画，実施
 - 基本方針についてのPDCAサイクルに基づく点検，見直し

4 いじめの未然防止の取組

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ，全ての生徒を対象に，いじめに向かわせないための未然防止の取組として，**道徳科や学級活動，生徒会活動等の特別活動を通して**，生徒が自主的にいじめの問題について考え，議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

特に配慮が必要な障害のある生徒や帰国子女，LGBT，災害により避難している生徒等については日常的に当該生徒の特性を踏まえ，保護者と連携しながら組織的に指導を行う。

また，生徒が，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり，学校づくりを行うとともに，集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに，教職員の言動が，生徒を傷付けたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように，指導のあり方に細心の注意を払う。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は，いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は，児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人関係能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は，学校におけるいじめを防止するため，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) いじめについての共通理解

ア 職員会議等で学校の基本方針の周知を図るとともに，いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，平素から教職員全員の共通理解を図る。

イ 毎週水曜日の「子どもを語る日」の中で，気になる生徒の情報交換を行い，情報の共有化を図るとともに，生徒指導部会や学年部会の中で対応を検討して，手立てを講じる。

ウ いじめ実態調査や教育相談を行い，生徒の実態把握，状況把握に努め，課題解決に向けた手立てを講じる。

エ 「いじめを考える週間」や全校朝会，学級活動，道徳の時間を中心に，年間を通じて，適宜生徒がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，豊かな情操と互いの人格を尊重する態度を養う。
- イ 学級活動や生徒会活動等で，いじめ防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。
- ウ 情報モラル教育を推進し，生徒がネットの正しい利用法とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，あるいは被害者にならないよう指導する。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

- ア 「自主」「協同」の校訓を具現化し，「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
- イ 一人一人のよさを活かすとともに，「分かった」「できた」という達成感を味わえる授業づくりを推進する。
- ウ コミュニケーション能力の育成に努めるとともに，自己解決能力を育てる。
- エ 人間関係を把握し，一人一人が活躍できる場を設定する。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 生徒の主体的な活動を通して，自分自身がかけがえのない価値のある存在と認め，大切に思う自尊感情を感じ取れる居場所づくりに努める。（学級経営の充実）
- イ 全校朝会等での表彰式や学級便りによる生徒の頑張りなどの広報を通じて，多くの生徒や保護者等に紹介し，自己肯定感や自己有用感を高める。
- ウ 教師は，暴言などの否定的な発言をせず，生徒の頑張りを受け止め，褒めるプラス思考の発言に努める。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ア 保護者同士のコミュニケーションがより図られるように，適切なPTA活動に努める。
- イ 学級PTAや地域PTAの活動などにおいて，指導方針などの情報を提供したり，情報収集したりするなど，いじめの未然防止に努める。
- ウ 学校便りを地域の方々にも配布し，学校の現状や生徒の活動の様子を広報するとともに，地域の中での生徒の様子の情報収集に努める。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは，大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ，些細な兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに，気になる生徒については，教職員同士や保護者との情報交換を密に行い，情報を共有する。

(いじめの早期発見のための措置)

- 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを早期に発見するため，当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ア いじめに関するアンケート調査の実施（6，11，2月） ⇒ 個人面談の実施
- イ 教育相談期間の設定（5，11月）※比較用「学校楽しい～」 「SNSチェックシート」の活用
- ウ 心の教室（相談室）の利用や電話相談窓口等の周知

(2) 日々の観察等

- ア 休み時間や放課後の校内巡視や観察（「いじめ対策必携」の活用）
- イ 生活の記録等による交友関係や悩みの把握
- ウ 健康観察，欠席状況等の把握
- エ 個人面談や家庭訪問の活用による情報把握

(3) その他

- ア 教職員間の円滑な情報交換（生徒指導部会、子どもを語る日、学年部会 等）
- イ 心の教室相談員やスクールカウンセラーによる教育相談
- ウ 養護教諭との連携

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けたときは、特定の職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。なお、教職員がいじめ問題を抱え込み、学校内で情報を共有しないことはいじめ防止対策推進法の規定に違反し得るので、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 生徒やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ウ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。
- エ いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から情報を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(2) いじめられた生徒、又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ウ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認された場合、複数の教職員が連携していじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- イ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ウ いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、無関係ではなく、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに伝える勇気をもつよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- エ いじめの解決とは、被害生徒、加害生徒を含めた全ての生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきと押さえる。

(5) 地域や家庭との連携

- ア P T Aや学校運営委員、地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題に対して家庭や地域と連携した対策を日頃から推進する。
- イ いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼する。

(6) 関係機関との連携

- ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的配慮や被害生徒の意向を配慮した上で、速やかに警察へ相談し適切な援助を求める。
- イ 自他の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。
- ウ 生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、適宜適切に連絡する。
- エ 児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。
- オ 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察経験者など外部専門家等が参加し、チームとして対応する。

(7) インターネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、デジタルカメラ等で記録した上で、直ちにプロバイダに連絡し、削除の要請をする。
- イ 不適切な書き込み等が、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を求める。
- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、SNS利用に詳しい大学生等を活用して教員とともに授業を行う取組をする。

(8) いじめ解消の判断

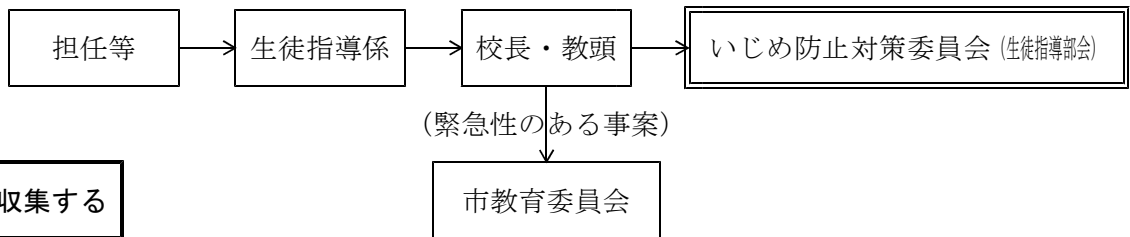
- ※ 単に謝罪をもって安易に解消したと判断しない。
- ア いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする。）
- イ 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

(9) いじめ問題への基本的な対応の流れ

いじめの発見・通報

<いじめの発見・通報時の対応>

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 生徒やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめの発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに校長に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。



情報を収集する

<情報収集の内容>

- 誰が誰をいじているのか?【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか?
どんな被害を受けたのか?【いじめの内容】
- いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- いつ頃から、どれぐらい続いているのか?【期間】

<情報収集の方法>

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> アンケートの実施 | <input type="checkbox"/> 日常生活の観察、生徒との会話 |
| <input type="checkbox"/> 健康観察、欠席状況 | <input type="checkbox"/> 生徒の日記・連絡帳など |
| <input type="checkbox"/> 保護者との連携 | <input type="checkbox"/> 教育相談 |
| <input type="checkbox"/> 養護教諭・他職員との連携 | <input type="checkbox"/> P T A ・地域との連携 |

<情報収集の際の留意点>

- 客観的事実を整理し、間接的立場での情報収集・状況確認に努める。
- 教育相談をする際には、可能な限り複数の教員で対応する。
- 「いじめはない」等の個人的な解釈で看過しない。
- 他の教職員からの情報収集を積極的に行う。
- 指導力否定と責任感の強さから、自分だけで解決を図ろうとしない。

いじめ問題対応チームの編成(対応方針の決定・役割分担)

必要に応じて外部専門家等を加える。

<協議内容>

- 緊急度の確認 (生命や身体、財産に重大な被害が生じる可能性があるか。)
- 詳細な調査の必要性 (調査の内容と方法の検討)
- 具体的な指導・支援の方針の検討 (役割分担、支援チームの構成)
- 事情を聴いたり、支援したりする際の方針の検討

- 保護者への対応
- 関係機関との連携 等

<役割分担>

- 校長 報告を受け、対応や方針の指示
- 担任、生徒指導係、教頭 ①いじめられた生徒の事情聴取と支援
②いじめた生徒の事情聴取と指導
- 教頭 ①保護者や関係機関への対応
②教育委員会に対応方針の連絡・相談
- 生徒指導係 周囲の生徒や全校生徒への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

<生徒>

- いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲にいた生徒から個別に聴き取りを行う。事情聴取は、被害生徒→周囲にいた生徒→加害生徒の順に行う。
- いじめの状況やいじめのきっかけ等を丁寧に聴き、事実に基づく指導を行う。
- 情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら行う。

<保護者>

- 聴取を終えた後、担任・校長（教頭）が当該生徒を自宅まで送り届け、保護者に直接会って説明する。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方（被害生徒支援，加害生徒指導，保護者連携）

<いじめられた生徒への基本的な関わり方>

- 生徒の安全の確保に留意して安心させるとともに、生徒との信頼関係を築く。
- 生徒の話聞くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- 具体的支援については、本人の意思を尊重し、意向を確認しながら進める。

<いじめられた生徒への対応>

- いじめられた生徒を守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- つらさや悔しさ等の気持ちを温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- 自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

<いじめられた生徒と個別面談をする際の留意点>

- 秘密が守られる環境を用意する。
- 焦らず、せかさず、共感的に接する。
- 心の整理をする時間を確保する。
- これまでよく耐えてきたことを肯定的に受け止めて接する。
- 教師は味方であるとの関係づくりから始め、心のケアを最優先する。

<いじめた生徒への基本的な関わり方>

- いじめる行為は、「生命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- いじめられた生徒の心の痛み気付かせながら、いじめた気持ちや状況等を受容的、共感的な態度で聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- 心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。
- 解決を急ぐあまり、不満や遺恨を残して陰湿化や潜在化することがないように注意深く継続的に指導していく。

<いじめた生徒への対応>

- いじめられた生徒の心理的・身体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。また、自ら反省し、謝罪したいという気持ちが抱けるようになるまで個別指導を継続する。
- 当事者の情報と周りの生徒から収集した情報を整理し、実態を把握する。
- 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- 何がいじめであるか等のいじめの定義や内容等についてしっかり理解させる。
- 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- 場合によっては、警察等との協力や出席停止の措置をとる。
- いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

<いじめた生徒と個別面談をする際の留意点>

- 「開き直り」に対処する。
暴力行為を「遊んでいただけ」などと教員や保護者を自分の都合よい方向に言いくるめようとすることもある。終始、毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- 「いじめられた生徒にも非がある」と認めてはならない。
「確かに、いじめられた子供にも非はあるよね。」と認めてはならない。「〇〇さんもしたから、自分は悪くない」と自分に都合の良い方向に解釈する場合もある。
- 「いじめ」という抽象的な言葉を使わずに、具体的に指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ」などと、自分の都合の良いように取り繕う生徒もいる。「もし自分の物がなくなったり、他の人に使われていたりしたら、あなたはどう思う？」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと言及する。

<いじめられた生徒の保護者への対応>

- 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校が把握している事実や経緯等を隠さず伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校として生徒を守り通すことを伝える。
- 家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- 緊急避難としての欠席や転校措置等の申出があった場合は、柔軟に対応する。

<いじめた生徒の保護者への対応>

- 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童やその保護者の気持ちに共感できるようにする。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 担任等が仲介役となり、いじめられた生徒の保護者と協力していじめを解決するために、保護者同士が理解し合うように要請をする。

- 生徒のより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続して行う。

<傍観者等への対応>

- いじめられた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の命にも関わることで、絶対に許されない行為であることを指導する。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等を理解した上で、互いの個性や人権を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- いじめを訴えることは、告げ口（チクリ）ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討と今後の対応

→ 集められた情報から状況を分析し、事実関係の確認と問題点の明確化を図り、問題解決に向けて計画を立てる。新しい検討事項については、その都度、指導体制を検討するなど、柔軟に対応する。

<いじめ問題対応チームによる対応>

- 学校生活での意図的な観察及び助言（当該生徒と周りの生徒の状況）
・・・【学級担任、養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
・・・【生徒指導係、管理職】
- 保護者との連携、支援
・・・【学級担任、管理職】
- 関係機関と連携した支援
・・・【管理職、スクールカウンセラー】
- 教育委員会へのその後の状況報告
・・・【管理職】

7 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

- <児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合>**
（第28条第1項第1号に係る事態）
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

＜児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合＞

(第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への対応

(ア) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は、直ちに市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(イ) 全校体制による緊急対応

「いじめ防止対策委員会」は、以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A、警察等との連携

(ウ) 市教育委員会との連携

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「いじめ防止対策委員会」を母体に、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして、「重大事態緊急対応委員会」を設置する。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いつ (いつ頃から) どこで 誰が 何を、どのように (態様)
なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

(ア) いじめられた生徒からの事情聴取が可能な場合、聴取を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、プライバシーに関するインターネット上での情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた生徒の安全確保
- ・ 「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施等

(イ) いじめられた生徒からの事情聴取が不可能な場合 (いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合)、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

- いじめられた生徒及びその保護者はもちろん、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心理的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

- いじめられた生徒及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合

意を得ておく。

○ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の生徒及びその保護者に対して

○ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

○ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

8 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページ等で公表し、地域や保護者のいじめ防止への理解と認識を深め、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を築く。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを「いじめ防止対策委員会」で毎学期末に点検し、これに基づいた必要な措置を行う。
- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。